

平成 30 年 11 月 19 日
西区自治協事務局（地域課）

区自治協議会 委員再任回数の見直しについて【団体選出】

■背景

- ・自治協は、区民の多様な意見を反映しながら、地域の諸課題に取り組む機関であり、再任回数に上限を設けることで、多くの区民から関わってもらおう仕組みとしてきた。
- ・一方で、任期の制限があるために、責任ある立場の方が継続して参加できないという課題も生じてきた。
- ・「議論に加われない」「発言が極端に少ない」「話し合ったことを持ち帰らない」委員が一部で見受けられるようになった。

■見直しの目的、西区の方向性

◎自治協のさらなる活性化、議論の深化を目指す

- ・より責任ある立場の方から参加いただくため、再任回数の制限に関する規定を無くす。
- ・再任回数について、各団体の裁量で柔軟に決めることができるようにする。

■方向性について

- ・再任回数の制限撤廃については、さまざまな議論があり、一律に決められないとなった。
【メリット】
 - ・団体としての発言ができる方が参加することで、より活発な意見交換が期待できる
 - ・人材不足に悩む団体にとって一助となる
【デメリット】
 - ・多様な方からの多様な意見が得られにくくなるのではないか
 - ・いわゆる多選の弊害
- ・都市部と農村部では地域人材に対する事情が異なり、近隣の団体であっても異なる場合がある。
- ・自治協で団体としての発言ができる方であれば、会長以外の参加でもよい。
- ・団体の裁量で柔軟に決めることができる、という前提の上で、
（例）➤「附属機関等に関する指針」にある6年を準用
 - 会長（あるいは副会長）が自治協に参加
 - 任期を10年（5期）まで
 - 2年（1期）ごとに交代
- …など、見直しの目的、地域や団体の実情などを踏まえ、各団体が判断していただく。